

## みやぎ街道交流会 細則

みやぎ街道交流会細則を次のとおり定める。

平成19年5月3日

みやぎ街道交流会 会長 高倉 淳

(その他会員)

第1条 みやぎ街道交流会規約(以下「規約」という)第4条第1項第3号の規定に基づき、「その他会員」として、名誉会長、顧問、特別会員を置く。

- (1) 名誉会長は、街道会議の目的に特に功績があった会員の中から、幹事会が推薦し、会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、街道会議の目的に賛同する有識者、活動団体の代表、行政の代表で、幹事会が推薦し、会長が委嘱する。
- (3) 特別会員は、街道会議の目的に賛同する経済団体、企業及びその代表で、幹事会が推薦し、会長が委嘱する。

(平成19年5月3日制定)(平成21年5月15日変更)(平成22年5月29日変更)

(第1項第1号:平成23年6月4日追加及び第1項本文変更)

(入会)

第2条 規約第5条第1項の規定に基づき、会員入会の申込書を別記様式1とおりにする。

(平成19年5月3日制定)(平成19年8月30日変更)(平成20年4月15日変更)(平成22年5月29日変更)

(事務局)

第3条 規約第17条第2項の規定に基づき、事務局の構成は次のとおりとする。

- (1) 事務局に事務局長、事務局長代理、事務局次長を置く。

(平成19年5月3日制定)(平成20年4月15日変更)(平成21年5月15日変更)(平成22年5月29日変更)

(会員の年会費)

第4条 みやぎ街道交流会規約(以下「規約」という)付則第7項第3号の規定に基づき、「賛助会員及びその他会員の年会費」は、次に掲げる額とする。

- (1) 賛助会員 2,000円。

なお、イベント等のご案内を電子メールで送付することが出来る場合(以下「Web会員」という)は、1,000円。

- (2) その他会員は、正会員と同じとする。ただし、会長が認める場合は徴収しないことが出来るものとする。

(平成19年8月30日制定)

平成19年8月30日 一部改正(第2条:変更、第4条:制定)

平成20年4月15日 一部改正(第2条:変更、第3条:変更)

平成21年5月15日 一部改正(第1条:変更、第3条:変更)

平成22年5月29日 一部改正(第1条:変更、第2条:別記様式1変更、第3条:変更)

平成23年6月 4日 一部改正(第1条第1項:追加)